

## 平成22年度保育料月額表について（お知らせ）

平成22年度保育料月額表は、下記のとおりです。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保 育 料 月 額		
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第 1	生活保護法による被保護世帯等 (単給世帯を含む)	円 0	円 0	円 0
第 2	第1階層及び第4階層から第11階層を除き前年度分の市町村 村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	7,000 (3,500) ( 0)	5,000 (2,500) ( 0)
第 3	第1階層を除き前年度分の所得 税課税世帯であってその所得 税の額の区分が次の区分に 該当する世帯	市町村民税課税世帯	15,000 (7,500) ( 0)	13,000 (6,500) ( 0)
第 4	第1階層を除き前年度分の所得 税課税世帯であってその所得 税の額の区分が次の区分に 該当する世帯	40,000円未満	23,000 (11,500) ( 0)	21,000 (10,500) ( 0)
第 5		40,000円以上	30,000 (15,000) ( 0)	26,000 (13,000) ( 0)
第 6		45,000円未満	36,000 (18,000) ( 0)	28,000 (14,000) ( 0)
第 7		45,000円以上	103,000円未満 ( 0)	24,000 (12,000) ( 0)
第 8		103,000円以上	44,000 (22,000) ( 0)	29,000 (14,500) ( 0)
第 9		122,000円未満	50,000 (25,000) ( 0)	29,000 (14,500) ( 0)
第 10		122,000円以上	413,000円未満 ( 0)	25,000 (12,500) ( 0)
第 11		413,000円以上	55,000 (27,500) ( 0)	29,000 (14,500) ( 0)
		440,000円未満	63,000 (31,500) ( 0)	30,000 (15,000) ( 0)
		440,000円以上	734,000円未満 ( 0)	26,000 (13,000) ( 0)
		734,000円以上	65,000 (32,500) ( 0)	30,000 (15,000) ( 0)

(注) なお、保育料月額表の( )内の金額は、第2階層から第11階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前の児童が保育所、幼稚園又は認定こども園等に入所している場合の2人目以降の児童に適用される金額です。※算定方法については、次により算定します。

○2人目の保育料＝当該児童の保育料×1/2 ○3人目以降の保育料＝0

○兄弟姉妹数は、年齢が高い順に数え、算定します。

(例1) 5歳(保育所)、3歳(保育所)、1歳(保育所)の3人の児童が入所している所得税10万円で第6階層の世帯の場合

○5歳 24,000円 3歳 28,000円×1/2=14,000円 1歳0円 計 38,000円 となります。

(例2) 5歳(幼稚園)、3歳(保育所)、1歳(保育所)の3人の児童が入所している所得税2.5万円で第8階層の世帯の場合

○5歳 ---円 3歳 29,000円×1/2=14,500円 1歳0円 計 14,500円 となります。

#### 保育料の算定方法等

月額表の見方については、あなたの平成21年分給与所得の源泉徴収票又は平成21年分の所得税の確定申告書の写しから、前年分の所得税の額を算出し、月額表の定義欄の所得税の範囲区分と年齢区分の一致するところが、保育料となります。(なお、配偶者にも所得税が課税されている場合は、合算し、保育料を算定します。)

また、所得税のかからない世帯については、前年度(平成21年度)の市町村民税の課税・非課税状況により、保育料を算定します。

この所得税の額を計算する場合に、住宅借入金(取得)等特別控除、配当控除、外国税額控除及び電子申告による控除の額は適用されませんので、ご留意願います。